

豊島区景観計画の一部変更箇所（案）

豊島区景観計画 第 8 章 景観重要建造物、樹木、公共施設等 P146～

第 3 景観法に基づく制度の活用

3 景観重要公共施設

(1) 指定方針

- 地域で親しまれ、ランドマークやシンボルとなり、地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたって、特に重要な公共施設は管理者の同意を得て「景観重要公共施設」に指定します。
- 東京都景観計画²の中で、景観重要公共施設に位置づけられている神田川は、景観計画においても引き続き、景観重要公共施設に指定します。
- グリーン大通りは、池袋副都心の骨格となる景観を形成し、文化芸術イベントやオープンカフェによる道路空間の有効活用など、新たな文化とにぎわいの舞台として魅力ある街並みを形成するため、景観重要公共施設に指定します。

<景観重要公共施設>

- 神田川
- グリーン大通り
- 鬼子母神大門ケヤキ並木道

(2) 整備に関する事項

①神田川

- 神田川では、東京都の「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水辺とみどりの景観ネットワークを形成します。

図表 8-7 神田川



②グリーン大通り（特別区道41-21）

- グリーン大通りは、池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸として、風格とにぎわいのある街並みを形成します。
- 歩道での滞留空間の配置や緑化、街路照明、修景施設等の設置とともに、舗装の色彩・材料などを街路樹が惹き立つよう工夫し、人々の回遊性を高め、にぎわいと潤いを広げていきます。
- 歩道空間は、文化芸術の舞台としての活用やオープンカフェなどによるにぎわいの創出、沿道建築物等と一体となったゆとりを創出します。

図表 8-8 グリーン大通り



③鬼子母神大門ケヤキ並木道（特別区道 42-500 の一部、特別区道 42-600 の一部）

- 鬼子母神大門ケヤキ並木道は、江戸時代を通じて続く雑司が谷地区の歴史や文化を後世に残すシンボリックな景観として、並木の魅力を生かした道路景観を形成します。
- 鬼子母神大門ケヤキ並木道のもつ雰囲気と調和する、配置、規模、意匠、素材、色彩に配慮した施設整備となるよう努めます。
- 雑司が谷地区の情報発信、散策拠点として、魅力的な空間創出に配慮します。
- 沿道の雑司が谷みみずく公園と連携した魅力的なオープンスペースを創出します。
- 無電柱化の整備にあたっては、ケヤキの根を保護しながらの整備とし、裏配線や軒下配線といった地中化以外による整備手法や、新しい整備方式（浅層）での整備の検討も行います。

【道路構造物整備の基準】

- 舗装の改修にあたっては、自然石（例：御影石）の使用を基本とします。

【附属物整備の基準】

- 交通安全上必要な標識、カーブミラー等の設置にあたっては、支柱の色彩が周囲の雰囲気と調和したものとなるよう配慮する。
- 道路交通の安全を確保した上で、将来を見据えてケヤキの雄大さや風格、美しい樹形を維持するよう、適正な管理をするよう配慮する。
- 公共サインを設置する場合は、分かりやすいサインとなるよう言語、デザイン等を工夫するとともに、周囲の雰囲気と調和した素材、色彩、意匠となるよう努める。

図表 8-9 鬼子母神大門ケヤキ並木道



（３）景観重要公共施設の占用許可等の基準（景観法第 8 条第 2 項第 5 号ハ関係）

- ・鬼子母神大門ケヤキ並木道の占用許可等の基準を以下の考え方に基づいて定めます。

【景観重要公共施設の占用の考え方】

- 占用等の許可基準を定めるにあたって、道路占用の現状を踏まえたうえで、公共上や、ライフラインで必要なもの以外は占用できないような基準とする。
- 景観重要公共施設の占用許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺の街並みと調和するよう配慮する。
- アーチ、自治会掲示板等は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した意匠や形状とする。
- 交通標識の支柱、電柱は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した色彩とする。
- 広告物は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した大きさ、色彩、デザインとする。

○鬼子母神大門ケヤキ並木道の占用許可等の基準

- 日よけ、突出し看板等は、鬼子母神大門ケヤキ並木道の街並みと調和した意匠や形状とする。

【景観重要公共施設の占用許可等の基準（道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可の基準）】

- ・（豊島区占用許可基準第二 十三）日よけの占用

- (1) 日よけは、建物に取り付け、その下端は、路面から 2.5 メートル以上とすること。ただし、固定的に取り付けた日よけは、車道においては 4.5 メートル以上とすること。なお、豊島区景観計画に基づく景観重要公共施設第 3 号に指定された区域については、基準を適用しない。

- ・（豊島区占用許可基準第二 二十四）突出し看板等の占用

- (2) 看板の下端は、歩道上では路面から 2.5 メートル以上、歩道を有しない道路では路面から 4.5 メートル以上とし、その出幅は、路端から 1 メートル以下とすること。なお、豊島区景観計画に基づく景観重要公共施設第 3 号に指定された区域については、歩道を有しない道路の基準を適用しない。